

経済支援

県や国の制度をお知らせします

※いずれも詳しくはお問い合わせください。

青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金

〒十和田商工会議所 ☎②1111

〒青森県新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金 電話相談窓口 ☎0120・917・886

対象

休業要請等の期間（令和2年4月29日～5月6日）全日にわたり、休業要請等に協力した県内の中小企業者（法人、個人事業主）

協力金

法人 30万円 個人事業主 20万円

申請期限

令和2年6月12日(金)（当日の消印有効）※原則として郵送による提出

持続化給付金

〒持続化給付金事業コールセンター ☎0120・115・570

対象

1カ月の売上げが前年同月に比べ50%以上減少している事業者

給付額

中小法人等 上限200万円 個人事業者等 上限100万円

申請方法

原則としてオンライン（電子）申請

※十和田商工会議所会館5階で申請をサポートします。事前にご予約ください。

申請サポート会場受付専用ダイヤル（自動ガイダンス）☎0120・835・130

申請サポート会場電話予約窓口（オペレーター対応）☎0570・077・866

申請期限

令和3年1月15日(金)

特別定額給付金

〒十和田市新型コロナウイルス感染症特別対策室 ☎⑧0195、☎⑧0196、☎⑧0197

対象

基準日（令和2年4月27日）時点で、十和田市の住民基本台帳に記録されている人

給付額

対象者1人に付き 10万円（世帯の分をまとめて世帯主に給付します。）

申請方法

①市役所から届く申請書で郵送申請

②オンライン（電子）申請（マイナンバーカードをお持ちの人のみ）

申請期限

令和2年8月18日(火)

令和3年度 の固定資産税を軽減します

〒税務課 ☎⑤16768

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上げが急減した中小事業者などが所有する償却資産・事業用家屋に係る固定資産税を軽減します。

連続する3カ月の売上高の前期比により軽減額を決定します。

▶30%以上50%未満の減少：課税標準額を2分の1とする

▶50%以上の減少：課税標準額を0とする

※詳しくは後日改めてお知らせします。



給付金を装った詐欺にご注意ください



「手伝う」とかたって、大事な財産を奪おうとする詐欺にご注意ください。給付金に関連して、国や市が次のようなことをすることは絶対にありません。

- ◆現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること
- ◆受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- ◆メールを送り、URLをクリックして申請を求めること

怪しいな？と思ったら遠慮なくご相談ください

▶消費者ホットライン「188」（局番なしの3桁）

▶新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

☎0120・213・188

▶十和田警察署（☎③3195）

▶警察相談専用電話「#9110」